

災害時の指定避難所の過密防止や近隣での迅速な安全確保を目的として、「届出避難所登録制度」を開始しました。

1. 各避難施設・協力制度の違いと位置づけ

区分	指定避難所	災害時協力事業所	届出避難所(本制度)
位置づけ	市が指定する避難所 (災害対策基本法に基づく)	事業所がボランティアとして登録	地域があらかじめ市へ届け出る 補完的な避難所
主な施設	小中学校、公民館など	民間企業の社屋、駐車場など	町会集会所・地域内の民間企業など
開設・運営	市・自主防災組織・施設管理者	各事業者・企業	各町会など
資機材	市が備蓄品を配備・管理	事業所が所有する既存設備を活用	各町会等で配備・管理 (補助制度あり)

2. 自主防災組織と各町会の役割分担

制度上の申請者は「自主防災組織の会長」となりますが、実際の届出避難所の開設・受付・現場運営は「施設を所有・管理する各町会」が行います。
自主防災組織の会長・役員が地区内すべての現場管理を担う必要はありません。

自主防災組織

申請主体

- 申請の取りまとめ | 町会からの設置希望を把握・整理
- 市へ届出 | 自主防災組織会長名義で市へ届出
- 全体把握 | 地区内の届出避難所を把握し、災害時の連絡窓口を担当

町会

運用主体

- 設置検討・提出 | 自町内の集会所等の登録について合意形成、自主防災組織へ提出
- 現場の開設・運営 | 災害時の鍵開け、避難者の受付、現場管理を実施
- 資機材の管理 | 交付される補助金を活用して導入した備蓄品・資機材を管理

3. 登録申請の流れ



4. 災害種別ごとの登録基準(特定の災害時に対象外となる条件)

届出避難所は、利用しようとする災害の種別(地震、津波、洪水、土砂災害)ごとに、安全を確保できる施設を登録します。

下記の条件に該当する場合、「その災害」に対する届出避難所としては登録できません。(他のリスクがない災害についての登録は可能です。)

災害種別	当該災害の避難所として登録できない建物	確認できる書類・ハザードマップ等
地震	昭和56年5月31日以前に建築され、以下のいずれかに該当する建物 ・ 建築確認を受けておらず、検査済証が交付されていない ・ 耐震改修工事または耐震診断を実施していない	建築確認書・耐震診断結果等
津波	津波災害警戒区域に立地し、以下のいずれかに該当する建物 ・ 建物の構造が「鉄骨造(S造)」または「鉄筋コンクリート造(RC造)」以外 ・ 基準水位以上の高さに避難可能なスペースがない	金沢市津波避難地図
洪水	想定最大規模(1,000年に1回程度)の浸水想定区域(浸水深0.5m以上)に立地し、 想定浸水深以上の高さに避難可能なスペースがない建物	水害ハザードマップ
土砂災害	土砂災害警戒区域または土砂災害特別警戒区域に立地している建物	土砂災害避難地図